

宮内省の外賓接待と大津事件

―宮内省公文書類の生成・編纂を中心に―

辻 岡 健 志

はじめに

明治初期以来、数多くの外国人貴賓が来日した。その中でも明治二十四年（一八九二）五月十一日に起きた大津事件では、来日したロシア皇太子ニコライ二世が凶弾に倒れたことはよく知られている。後にこの事件については、明治天皇の「御逸事」として藤波言忠（宮内省臨時帝室編修局副総裁、事件当時は同省主馬頭）が次のように振り返っている。^①

○露国皇太子の御遭難

明治二十四年五月、露国皇太子、觀光の為我が国へ御来遊あらせられたり、其時御接伴として有栖川宮威仁親王、諸事御世話遊ばされ、各所御覧の上、京都に入らせられたるが、露国皇太子は綱曳人力車に召し、セビロに中折帽子といふ頗る軽快なる御姿にて、車上破顔微笑しつ、過ぎ行き給ひ、路傍の人民も敬愛の情を以て迎へ奉れり（中略）陛下には御訪問の為、急に京都へ行幸仰出されたり、かくて宮内省に於ては直ちに御準備をなし、陛下には翌十二日、京都へ行幸あらせられ、直ちに常磐^{マダ}

ホテルに行幸、御療養中の露国皇太子に御対面親しく御見舞あらせられたり

ここから大津事件の前後で外賓としての接待行事、事後の行幸準備を担ったのは、有栖川宮威仁親王、宮内省であったことが分かる。そもそもニコライの来日は「觀光」の意図を持っていたにも関わらず、日本側が接待する視点から語られることはそう多くない。外賓接待の場面では日本側が対外的に国内をいかに「見せたい」のか、という意図を読み取れるはずである。遊覧予定の京都の中でも産業施設や社寺等のように多様な選択肢があった。あえてその場所場所を選び出して「見せる」には、それ相応の日本側のねらいがあるはずである。本稿では、大津事件にとどまらないこうした宮内省が担った外賓接待について扱う。

これまで大津事件の対応については数多くの研究が積み重ねられてきた^②。概して政治・法制史的な検討を通じて事件の一部始終を明らかにしてきたが、宮内省の接待方法などには注目されてこなかった。こうした有事への対応も重要であるが、通常の外賓接待についてはどのように進められていたのだろうか。ニコライへの接待方法などどのように練られていたのか、通時的

に外賓接待の過程を見通す必要がある。

この点に関して言えば、天皇の外交儀礼に注目した研究^③がある他、高久嶺之介がイギリス皇族、オーストリア皇族の来京などについて詳細に検討している^④。具体的な接待の実態に肉薄した希有な研究である。宮内省が各省庁、京都府と連携して外賓接待を進める様子を浮かび上がらせた。しかしながら、依拠する史料として京都府行政文書が主立っているため、時期・場所が限定され、通時的な宮内省内の検討の様子が見えてこない。高久の研究に学びつつも、宮内省が外賓接待の主体であったことを特に念頭に置いて考察を進める必要がある。

そこで、本稿では宮内省を主体として外国人貴賓を接待する意思決定過程について明らかにする。その際、決して十分に蓄積がなされてこなかった宮内省史の基礎的研究に寄与することを意識している。宮内省については既に堀口修が宮内省公文書類の管理史についてまとめている他^⑤、最近では宮間純一が宮内省各部署の歴史の変遷を辿る基礎的な研究を進めている^⑥。先行研究を概観すると、ともすれば宮内省という組織自体の役割は十分に意識されてこなかったが、これらの研究により徐々に改善されつつある。

本稿もこうした宮内省史の一環として、部局だけでは捉えきれない同省の所掌業務の解明に力点を置く。宮内省の各部署は独自の職掌を担っており、その専門性を活かして部局横断的に業務を遂行していた。そのために、あるひとつの業務を捉えようとするのに宮内省の関係部局の性格を理解しておかなければ困難さがつきまとう。

宮内省の職掌内容を把握する上で、宮内省公文書類の生成・編纂過程に注目する。特に宮内省がいかに関係する公文書を作成してきたのか、その後作

成された公文書が現在にどのように遺されてきたのか、という観点から検討を行う。と同時に、本稿はひとまず明治期の外賓接待という業務を手がかりに、宮内公文書館が所蔵する膨大な宮内省・宮内府・宮内庁の史料群を読み解くささやかな試みでもある^⑦。

一 外賓接待の端緒―外務省・宮内省・式部寮

皇室の外賓接待は、明治二年（一八六九）七月二十二日から八月二十二日にかけて、イギリス王子エディンバラが来日したことに始まる。『明治天皇紀』には、「外国皇族の我が国に來航する者は是れを以て嚆矢と為す」^⑧とある。明治に入り初めての外賓接待は空前の歓迎行事により成功を収めて、日英の友好関係の端緒になったと言われている^⑨。以後、このイギリス王子の来日を起点に外国人貴賓を受け入れるようになり、主に外務省と宮内省により外賓接待の方法が模索されてゆく。本章では、明治二年のイギリス王子の来日を皮切りに、外賓接待事務上の宮内省の役割をどのように定めていったのか、その意思決定過程を明らかにする。

明治二年のイギリス王子の来日は初めての国賓待遇の接待であり、各省庁が裏方でどのような準備を行うかはほぼ未知数であった。太政官では、明治二年六月十四日に「英国王子御接伴条件」なる接待次第を定めることで、来日に備えた^⑩。三条実美はその起草過程に深く関わっていたようであり、三条の手許には原案・定本ともに残された^⑪。

本文書の加除修正の跡からは、相当程度の議論を行っていたことを窺わせる。例えば、明治天皇との「御対面」については、当初「朝堂」において行

う予定としていたが、蜂須賀茂韶・松平慶徳・鍋島直大・亀井茲監から「吹上二而御接見狭少之御場処自然御威儀ニモ相係如何可有之歟」との異見が付された。その為、瀧見離宮（吹上御苑瀧見御茶屋）への行幸に変更するなど細部にわたって議論を詰めていたことが窺える。⁽¹²⁾ 最終的にこうして定められた規則は外国官（後の外務省）へ通知された。

実際に外賓接待事務を進めたのは、太政官・外務省であった。外務省が指揮する形で、御会見や韓神祭等の祭儀の他、浜御殿（浜離宮）の石室を改修した延遼館を迎賓館として接待行事が行われている。⁽¹³⁾ 明治二年七月八日に発足したばかりの宮内省にとっても、⁽¹⁴⁾ どのような職域で関わるかは悩ましい問題であった。その理由を前述の『明治天皇紀』では「当時要路の官人西洋の儀礼に通ぜざりしため、朝廷の苦心は蓋し想像の外に在りしなり」と説明している。宮内省側の記録を見てみても、あくまでイギリス王子の参朝に関する文書として太政官・外務省の作成した記録の写しが残るのみであった。⁽¹⁶⁾ つまり、外賓接待の出発点において、宮内省はほとんど明確な役割を与えられていなかったのだ。

その後に続く、ロシア皇子アレキシス公（明治五年九月二十五日着）六月四月二十九日帰）も同様で宮内省が事務を主導することはなかった。太政官正院から「魯国皇子参朝候条為御心得申入」の通達があったくらいである。⁽¹⁷⁾ だが、宮内省としては「宮中一切ノ諸務ヲ裁判スル事」を担う上で、イタリア皇族ジェノヴァ公（明治六年八月二十三日着）十一月一日帰）を転機として徐々に外賓接待事務にも関与してゆくようになる。従前通りに外務省が接待の「諸事」を扱う他、太政官式部寮では「礼典接待」を扱うことになっていた。⁽¹⁹⁾ 一方で、宮内卿（徳大寺実則）・侍従長（東久世通禧）へは外務省と

の打ち合わせの上という条件付きではあるが、接待御用掛を命じられた。⁽²⁰⁾

外賓接待の日程の中でも、宮内省では特に「御対面」（御会見）の手続きについてを所掌した。八月三十一日の「御対面」を決めた外務省（外務卿副島種臣）は、二十五日に太政大臣代理（参議後藤象二郎）に対し、「御対面」の奏聞手続きについて問い合わせている。同日、太政大臣代理から宮内大輔（万里小路博房）に対して、奏聞の依頼を行った。直ちに宮内卿徳大寺実則が宮内大輔万里小路に対して、謁見の日程について奏聞して問題ない旨を正院へ進達するように求めている。⁽²¹⁾ 要するに、「御対面」のように奏聞を伴う場合は、外務省―太政官正院間での往復を経て宮内省において取り計らう運びであった。

明治初年の皇室外交において事務を主導したのは、外務省であった。外交に関わる問題といえど、皇室外交であるからには宮内省の職分でもあった。宮内省の中でも太政官から移管された式部寮が、儀式に関する事務事項を管掌していた。⁽²²⁾ それまでは限定的な範囲でしか携わっていなかったが、現状追認する形で宮内省の役割を明示することになった。明治十年十一月に定められた式部寮の職掌内容を見ると、その中には「外国人拝謁及接待ノ礼ヲ定ムル事」⁽²³⁾とあり、外賓接待の事務を担うことが謳われている。

式部寮が宮内省の管轄になると、ある問題が浮上した。明治十一年五月四日、宮内卿徳大寺実則から太政大臣三条実美への上申書を見ると、宮内省式部寮はこれまで「重事ハ寮頭ヨリ太政官ノ指揮ヲ乞ヒ宮内省ハ唯其文書ヲ上達下付スルノミニシテ其事ヲ可否スルノ権無ク名ハ宮内ノ一寮」⁽²⁴⁾であったという。要するに、式部寮が宮内省の権限内で行える範囲は限られていたと理解できる。

表 1 外賓接待中地方遊覧先・鴨場接待一覧

年代	外賓名	地方遊覧先	鴨場接待（場所）
明治12年	ドイツ皇族ハインリッヒ	日光・関西（京都・滋賀・奈良・大阪）・広島	
	アメリカ前大統領グラント将軍夫妻	静岡・日光・宮ノ下（箱根）	
	イタリア皇従弟ジュック・ド・ゼーン	静岡・関西（大阪・京都）・愛媛・広島・福岡	○（浜離宮）
明治14年	ハワイ皇帝カラカワ	関西（大阪・兵庫）・長崎	
	イギリス皇孫ウイクトリヤ親王、ジョージ・オブ・ウェールズ親王（アルバート・ヴィクター、ジョージ）	鎌倉・江ノ島・関西（京都・大阪・奈良）	
明治17年	スウェーデン第二皇子オスカル・アウグスト	関西（京都・大阪）・日光山	
明治20年	ドイツ皇族レオポール	関西（京都・大阪）・箱根・日光	
	シャム皇族デヴワウオングセ	関西（大阪・京都）	
明治21年	オーストリア皇族レオポルド・フェルジナンド・ガフ・トスカーノ	日光・奈良	
明治22年	オーストリア皇族コント・バルジー・ヘンリー・ド・ブーホン	九州・関西（神戸・大阪・京都）・岐阜（長良川鵜飼）	
明治23年	イギリス皇族コンノート親王同妃	日光・京都・宮ノ下（箱根）	
	シャム皇族パタラングセ	日光・関西（京都・大阪）	
明治24年	ロシア皇太子ニコライ親王・ギリシャ国ジョージ親王	関西（京都・滋賀）	
明治26年	オーストリア皇儲フランツ・フェルジナンド親王	長崎・熊本・広島（厳島）・岡山・姫路・神戸・京都・大阪・奈良・岐阜（長良川鵜飼）・宮ノ下（箱根）・横須賀・日光	
明治27年	朝鮮報聘大使義和君	京都・尾道・神戸	
明治28年	ドイツ皇族メクレンボルグ公爵フリードリッヒ・ウイルヘルム	日光・宮ノ下（箱根）	○（新宿御霊場）
	イタリア皇族アブルッチ	横須賀	
	ロシア皇族グランジュツク・キリル・ウアチミロウイチ	関西（京都・奈良・大阪）	○（新浜鴨場）
明治31年	イタリア皇族チュラン伯爵	日光・伊勢神宮・関西	○（新浜鴨場）
	ドイツ皇族ハインリッヒ親王	日光・関西（京都・奈良・大阪）・岐阜（長良川鵜飼）・広島（宮島）・北海道	
明治32年	デンマーク皇族ワルデマール親王	関西（兵庫）	○（新浜鴨場）
明治33年	ドイツ元帥ワルデルゼー	日光	
明治35年	ロシア太公ボリス・ウラヂミロウィッチ	関西（京都・大阪・兵庫・滋賀・奈良）	
	清国載振	日光・静岡・関西（奈良・大阪・京都・兵庫）・広島	
	シャム皇太子マハ・ワジラウド親王	日光・江ノ島・鎌倉・名古屋・関西（京都・奈良・大阪）	○（浜離宮）
明治36年	ドイツ連邦ババイヤ国ルブレヒト親王同妃、ゲオルグ親王	横浜・鎌倉・熱海・箱根・日光	
	インド皇族ラーヂヤ・オブ・カプルターラ		○（浜離宮）
明治37年	ドイツ皇族カルル・アントン・ホーヘンツォレルヌス親王	日光・京都・広島（宮島）	
	清国皇族倫貝勒		○（新浜鴨場）
明治38年	ドイツ皇族カルル・アントン・ホーヘンツォレルヌス親王	宮ノ下（箱根）・京都・広島（厳島）	○（新浜鴨場）
	アメリカ大統領娘アリス・ルーズベルト	鎌倉・宮ノ下（箱根）・日光	
	韓国報聘大使完順君	山口・兵庫・京都	○（新浜鴨場）
明治39年	清国載沢	箱根・京都	
	イギリス皇族コンノート	静岡・京都・神戸・下関・佐世保・名古屋・日光	○（新浜鴨場）
	イタリア皇族プランス・ド・ウザネ	日光・関西（京都・奈良・大阪）	○（新浜鴨場）
	シャム皇族ナコンチャイシ	日光・横須賀・名古屋・岐阜（長良川鵜飼）・奈良・京都・広島（厳島）	
	韓国義親王		○（新浜鴨場）
	韓国特派大使完興君	日光	○（浜離宮）
明治40・41年	韓国皇太子李垠		○（新浜鴨場）
明治43年	ベルギー特派使節コンスタン・ゴフイネ	日光	
	インドバロダ国マハラジャ	日光・宮城（松島）・熱海	
	ドイツ連邦ブラウンシュエワイヒ国摂政メクレンブルヒ国ヨハン・アルブレヒト公同妃	日光・箱根・関西（京都・奈良）	
	ドイツ皇族ワルデマール親王	日光	○（埼玉鴨場）

※式部寮・外事課・式部職「外賓接待録」、主猟局・主猟寮「特殊狩猟録」より作成。東京を除く地方遊覧について「御遊覧」「御旅行」「御微行」の語を拾ったが、非公式の性格が強い行事である為、必ずしも公文書上の記録が全てを網羅している訳ではない。なお、外賓名は、原則史料の記載に従った。

そこで、明治十二年四月八日、宮内省では太政官に再び「事務上不都合之廉不勘」ということで、式部寮の権限強化を「至急」求めた。この点で宮内省を悩ませていたのは、式部寮が宮内省各部署の中にあっても元々は太政官の所管という特殊な位置にあったことを示している。その結果、太政官では宮内省の上申を聞き容れて「式部寮職制事務章程」を改定することになった。⁽²⁵⁾

各案件について「寮頭ノ意見ヲ以テ専行」するとしながらも、宮内卿に「具状」することを定めるなどして宮内省へ「隷属」した。こうして宮内省内の事務権限の整理が進むのと同時並行で、外賓接待事務の管轄範囲にも変化があった。明治十二年三月四日、外務省は太政官に対し外賓接待の管轄範囲に関わる「外国賓客接待方之儀」について上申を行った。⁽²⁶⁾

外務省は外賓接待を「政府交際ノ事務」と異なることから、「今般ノ御接遇方ハ宮内省ニテ御仕向ノ体裁ニ仕成シ候方可然ト相考候」と提案するものだった。上申の翌日直ぐさま、宮内省内では外務省で問題なければ「異存無之」との結論に達すると、七日には大臣・参議の同意を得て奏聞された。先の外務省の上申によれば、直ちに宮内省が担当すれば「諸事不便」の為に当面前外務省が事務を行うものの「専ラ宮内省ニテ引受御接遇」する腹案であった。

その決定を受けて、明治十二年七月二十二日、太政官は宮内省式部寮に「外賓待遇礼式」を取り調べるよう伝えた。⁽²⁷⁾その後寮内では具体的な検討を重ねてゆき、最終的に十月一日になって「外賓待遇取調手続」を取りまとめた。⁽²⁸⁾式部寮が作成した「外賓待遇礼式」の草案について、評議會に諮った後決裁を採るという過程を定めた(第一条)。具体的な評議方法は式部寮が起案↓評議會で検討(毎月曜日)↓決議會での多数決(毎金曜日)という流れで(第二条)、決議後は委員長・委員次長・式部頭の連名で上申を行うものとされた(第一三条)。

折しも明治十二年は事務内容の整備と軌を一にしてドイツ皇孫ハインリッヒ(明治十二年五月二十三日着く十三年四月五日帰)、アメリカ前大統領グラント將軍(同年六月二十一日着く九月三日帰)、イタリア皇従弟ジュック・ド・ゼーン(同年八月八日着く十三年三月二十四日帰)を迎えた年であった。相次ぐ外国人貴賓の接待に備えて、外務省の手を離れて宮内省―式部寮間において外賓接待事務の整備を図るねらいがあった。イタリア皇従弟の接待方法では直前のドイツ皇孫のそれに倣うということで、宮内省式部寮で起案して宮内卿の決裁を得るようになる。⁽²⁹⁾

接待内容についても変化が見られ、この時を境に外賓接待日程の中に遊覧行事が組み込まれるようになる。各外賓の来日を前に、五月二日に宮内省では各省庁・府県に対し「供覧適宜ノ場所」を取り調べて回答するように照会した。⁽³⁰⁾例えば、内務省の場合は「博物館」や「駒場農学校」等の概要と供覧の可否、「供覧希望」があつた場合は前もって日時を通知してほしい旨を回答した。実際には東京以外にも地方での遊覧行事が行われている。表1に見えるように、特に日光や関西地方が主要な遊覧先であつた。延遼館等での公式行事のみならず、外賓の「視察」的側面が表れてきたことを指摘できる。

接待の規模が大きくなればこそ、式部寮側は「御交際上ノ御都合」により新聞紙への「漏泄」を危惧していた。⁽³¹⁾その為、長官宛の封書には「親展」の文字を記載して対処することが検討されていた。文書には決裁印を欠いている為最終決定に至らなかつたと思われるが、宮内省の事務範囲が拡大して情報を管理しきれなくなつたことを示している。当初は、外務省が主導して接待行事を行っていたものの、業務内容の性質と来日頻度の増大等の理由により、徐々に宮内省、式部寮へと役割が与えられるようになったといえるだろう。政府の事務と宮中のそれとの線引きを模索していた時期のことであつた。

二 外賓接待事務の形成―宮内省式部寮・外事掛

次に、宮内省の主導になつた外賓接待事務がいかにして形成されてゆくのか、明らかにする。それまで外務省の担つていた外賓接待業務が徐々に宮内省に移されると、宮内省内において外賓接待の制度的な検討がなされることとなる。既に高久嶺之介が明治十四年(一八八一)における外賓接待の制度

的な整備からイギリス皇孫の京都遊覧に至るまでを詳細に論じているが、本章では宮内省各部局の意思決定過程に力点を置いて再検討する。

明治十四年五月二十五日、外賓接待担当の外事掛として権少書記官長崎省吾が任命された。⁽³³⁾ 明治十三年の宮内入省に際して井上馨外務卿が物した推薦書によれば、イギリスでの駐在経験が買われていることであつたという。外事掛については特に設置規定を設けておらず、長崎への任命が初見のようである。だが、その後明治十五年一月二十一日、外事掛翻訳専務を命じる決裁文書には、「庶務課外事掛」と見える。⁽³⁴⁾ 庶務課の中に置かれた「掛」と読めるが、外事掛は組織としての「掛」というにはあまりに貧弱な人員で、単に担当者が置かれたという印象に近い。外事掛が置かれてからおよそ二ヶ月後、宮内省としてその役割を問われる外賓が来日する。イギリス皇孫ウイクター・ヤ親王、ジョージ・ラフ・ウエールス親王（アルバート・ヴィクター・ジョージ）である（明治十四年十月二十一日着、十一月十一日帰）。

来日直前には、外賓接待事務の形成上重要な上申書が出される。明治十四年七月二十五日、外務卿代理外務大輔上野景範・宮内卿徳大寺実則は連名で太政大臣三条実美に対し、「外国貴賓接待ノ儀ニ付上申」⁽³⁵⁾を行ったのである。

是迄外国貴賓来航ノ節接待ノ事務ハ外務宮内両省ニテ担任致来候処各国ニテハ右等皇室ニ関スル貴賓接待ノ儀ハ専ラ宮内省ニテ引受取扱致候儀ニ有之、且従前ノ如クニテハ接待取扱方一定ノ例規無之ニ付区々ニ相成混雜不少候間今後ハ別紙立案ノ如ク外賓接待方御治定相成度、此段仰高裁候也

この上申文からは外務省・宮内省が担当してきたものの一定の例規がなく支障があるために、今後は宮内省が外賓接待事務を扱うとの結論が導き出さ

れている。これに対し、太政官の回答は同年八月五日に「伺之通」として、別紙には「外賓接待略規」を定めて外賓接待の制度的な基礎が固められた。

具体的には、第一条の条文を見ると「皇室ニ於テ外国貴客接待ノ事務ハ宮内卿之ヲ統轄シ其儀式ハ式部頭之ヲ執行ス可シ」とあり、宮内省が皇室の外賓接待を管掌することが謳われている。外務省はあくまで「外務卿ノ職守ニ関シテ接待ス可キ場合ハ固リ本文ノ限ニ非ス」という形で、補佐的な立場となった。

宮内省では来日に備えて「臨時接待委員」を設置し、事務委員と常侍委員の二つから構成された。事務委員は宮内省式部寮の勅奏任官が充てられ、①接待次第、②接待費用、③関係省庁との往復、④食饗の陪席、⑤委員間での接待事務の協議などの事務事項を扱う。常侍委員は、外務省・宮内省式部寮その他官省の勅奏任官から外国語に通じた経験者を任命し、①外賓接待次第の遂行、②謁見の誘引、③食饗の陪席、④委員間での接待事務の協議などの事務事項を扱う。これにより、宮内省式部寮が外賓接待事務、儀式次第を担当するという職掌を定めて、これまで未確定であつた職掌範囲が明瞭にされたのである。

「外賓接待略規」の制定を受けて、同年七月二十八日、宮内卿徳大寺実則は太政大臣三条実美に対し「英国皇孫御接待之義ニ付上申」⁽³⁶⁾を行った。内容は外務省と協議の上で接待次第について定めるものだった。七月末から十月上旬にかけて予定されていた明治天皇の山形・秋田両県、北海道の巡幸に配慮する形で、天皇が不在時の案も用意した。同年八月一日には「伺之通」とする太政官から回答があり、これを元に接待事務が進められることになった。「英国皇孫接待次第」は、「一 初メテ来著ノ海港ニ於テ迎接次第ノ二 横浜

著港并入京次第／三 参内次第／四 御尋問次第／五 初度御饗宴次第／六 観兵式御同覧次第／七 再度御饗宴次第／八 御暇乞次第／九 帰艦次第」という来航から帰艦に至るまでのもの。この項目に沿って詳細な段取りごとと式次第を定めている。

同時に、同年八月十九日には接待費用の検討についてもなされており、宮内省庶務課・出納課の起案により金三万円を予算として太政官へ請求することを決定した⁽³⁷⁾。これに対し太政官は要求額から減額した金二万円を支弁すると回答。九月二十日には三万円の補正を再上申し承認されている⁽³⁸⁾。太政官に接待費の決定権が存するものの、宮内省内で適正な理由による接待費の下調査が行われれば承認の途は開かれていた。接待費の執行手続きについては、省内において出納主務官（出納課）の調査の上、接待掛が外賓接待略規を履行して予算を調整し、上申決を取るものと申し合わされていた⁽³⁹⁾。

関係省庁へは宮内省接伴事務委員が役割分担の差配を検討し、同年九月十六日に太政官へ上申した後、太政大臣名義により関係省庁である陸海軍、工部省へ通知された⁽⁴⁰⁾。通知文には微妙な文言の差異が見られ、陸軍省へは「適応ノ礼式執行可致且新橋停車場ヨリ延遼館迄儀仗兵整列并楽隊可差出」、海軍省へは「適応ノ礼式執行可致且横浜港上陸ノ節警衛兵可差出」、工部省へは「横浜新橋之間別仕立汽車備置乗用ニ可充」とある。陸軍省・海軍省は礼式の執行と、儀仗兵整列・楽隊、警衛兵の配置、工部省は接待用汽車の手配を役割に応じて依頼するものであった。

外賓が参内する場合についても、十月二十三日付で同月二十五日を予定している旨、式部寮・接伴事務委員の連名により起案している⁽⁴¹⁾。いずれの場合も、宮内省式部寮・接伴事務委員が実務面での文書の立案を行い、接待事務

を主導していたと確認できる。

続いて来日後の十月三十一日、イギリス両皇孫が乗船する横浜港碇泊の軍艦バカンター号へ臨幸することになった際には、行幸事務を掌る宮内省庶務課が通知の労をとった⁽⁴²⁾。同月二十九日、太政大臣へ臨幸の旨を届け出ると同時に、近衛都督・海軍卿・警視總監・東京府知事・神奈川県令・工部卿・外務卿・宮内省内などの関係省庁へ通知している。別途、英国代理公使へ通知したのも宮内卿名義である。宮内省内でも式部寮が外賓接待事務を扱うことになっていたが、その他部署である出納課、庶務課がそれぞれ出納事務、行幸事務について分担していたことが窺える。

関西（京都・大阪・奈良）の遊覧行事については、宮内省外事掛・接伴事務委員が中心になって執り仕切った。八月二十二日に京都・大阪府知事、兵庫・長崎・滋賀県令に対しては、宮内卿から一週間の遊覧と、聖上及び政府の接待行事は東京で行う為「簡易ノ取扱可致候」旨が伝えられた⁽⁴³⁾。通知文については式部寮ではなく庶務課外事掛での起案である。遊覧先や宿所の選定は宮内省外事掛と府県知事との往復により定められるものであった。

例えば、京都での宿所選定では明治十二年にドイツ皇孫の来日に際して相国寺としたのを先例に、京都府が選定にあたった。九月一日に京都府から西本願寺広間・飛雲閣としたい旨打電されると、翌二日に外事掛書記官（長崎省吾）により宿舎として決定したのである（宿泊日は十一月五～八日）。京都での遊覧については、京都府が宮内省の承認を得ながら遊覧箇所を選定していた⁽⁴⁴⁾。

一方で、大阪府ではかくも首尾よくいっておらず、八月九日に大阪府知事建野郷三は接伴事務委員香川敬三・櫻井能監に対し「当府ノ義ハ従来貴賓接



※明治14年11月6日、東本願寺枳穀邸での撮影と伝わる。外賓側は、イギリス皇孫アルバート・ヴィクター（前列左2人目）、ジョージ（前列右2人目）、書記官アーネスト・サトウ（後列左4人目）。日本側は、東伏見宮嘉彰親王（前列左4人目）、外務省権少書記官三宮義胤（前列左1人目）、宮内省権少書記官長崎省吾（後列左5人目）、京都府知事北垣国道（後列左3人目）。

待所ノ設等モ無之毎事差掛リ多少困難」だと不安をこぼしている。これに対し、同月十五日に宮内省で管轄するといえど外務省と協議中であると回答を保留。二十二日になりようやく、宮内少輔（山岡鉄太郎）・外事掛書記官により大阪は泉布観（造幣局応接所）、奈良は真宗学校を旅館に充ててはどうかと、提案した。大阪府としてもこれを了承しこの線で進めるが、懸案は大阪府で修繕を負担する必要があった。ところが、修繕費の捻出で調整が進む中で急遽、泉布観から法隆寺への変更、否道明寺への変更と二転三転。十一月九日を真宗学校、十日を道明寺とすることできるよう落ち着いたという具合である。いずれにせよ、こうした遊覧行事では、特に接待事務委員、宮内省外事掛が受け入れ先の府県知事と折衝しながら、予算面などでの調整を進めたことが見てとれる。

さて、接待行事を終えてイギリス両皇孫が帰艦した後の十一月十五日には、外事掛書記官長崎省吾が本省（皇后宮大夫香川敬三・式部助丸岡莞爾）にある報告をしている。長崎は遊覧行事が無事成功を収めたことを述べつつ、「皇孫御旅館各地方ニ於テ変換」したことで「諸入費ノ儀モ彼は混雜相成居候ニ付知事県令等へ篤ト談合取調次第片時モ差急帰京」すると伝えている。特に大阪府下の宿所選定で二転三転するなど入費の調整に手間取り、残務処理を続けていた。外事掛の長崎からすれば個人の負担は大きく、職権のない「掛」では十分に対処しきれない弊害を暗示していたのだ。

三 外賓接待事務の変化と大津事件―宮内省外事課

明治十四年（一八八一）を転機に「外賓接待略規」が制定され、宮内省に

において外賓接待事務を執り仕切ることと軌道に乗ったかに見えた。一見、制度的に整えられた外賓接待事務であっても前述した長崎省吾を悩ます課題は当然出てくるものであり、外事掛の問題点であった。やがて宮内省内において官制改正が行われ、省内に外事担当の部局・外事課が新設された。しかし、その後冒頭で述べた大津事件のような有事が起きる。以下では、その際、宮内省としていかなる対応をとるのか、事件前後の接待・諸対応を検討し、大津事件後の外賓接待を含めて通時的に宮内省外事課の果たす役割について明らかにする。

明治十六年一月十九日、従前あった省中の外事掛を廃止して、外事課を新設した⁽⁴⁵⁾。これまで担当者の「掛」でしかなかったが、これにより宮内省内に外事専管の部署が設けられた。明治十九年二月制定の「宮内省官制」では、「帝室外交ヲ掌ル」外事課には課長一人、課次長一人を置くものとされた⁽⁴⁶⁾。外事課分科の規程（明治二十三年一月十五日制定）では、庶務科・通訳科の二科が置かれていた⁽⁴⁷⁾。庶務科では①令達報告、②文書往復・授受、③記録編纂、④統計、⑤恩賜・贈与・進献、⑥庁費・用度等に関する庶務、通訳科では①文書の翻訳、②親翰・書籍の保存、③門鑑・観苑特許証札に関する事務を取り扱うこととされた。これをもって、組織としての内実を制度面から整備したのである。

それでは、先に外賓接待事務の指揮を行うものとされた宮内省式部寮の位置づけはどうなるのか。式部寮は明治十七年十月三日に廃止、新たに式部職が設置された⁽⁴⁸⁾。職掌内容には「帝室ノ祭典礼式ヲ掌リ及雅楽ノ事管理スル所トス」とあるように、外賓接待業務が外れていることを確認できる。ただ、宮中行事に関連する職務として「大礼服著用内廷ニ於テ謁見并外国人拝謁及

内国人公謁見ノ事⁽⁴⁹⁾」を定めているが、式部職は限定的な範囲でしか外賓接待行事に関わらなくなった。

外事課では式部職と交渉して事務範囲を定めている⁽⁵⁰⁾。①各国公使国書奉呈・公使夫妻等の謁見、観桜・観菊両会の招待に関し重要な案件は外事課長の検印を、②各国皇帝・皇后等への御親書・御贈品など外国人に関する重要な案件は外事課から式部長官の検印を得ることが申し合わされている。さらに、式部職との協議により、外事課が外国人謁見に際する勅語案の起草を主管していることから、「言上振」もまた転送されることになった⁽⁵¹⁾。外事課の新設により、省内の事務分担が大きく様変わりした。

外賓接待の場についても、外事課設置後に相次いで宮内省の所管となる。明治初期より外賓接待の舞台となってきた延遼館が皮切りとなった。明治十七年四月十二日に「帝室ニ関スル各国貴賓接待用」として外務省から宮内省へ移管されている⁽⁵²⁾。宮内省にて引き受けると外務省へ持ちかけて実現した。続いて明治二十二年十月十日、大蔵省造幣局内の泉布観もまた「皇室ニ於テ御要用」により大蔵省から移管された⁽⁵³⁾。前述した、明治十四年にイギリス両皇孫の遊覧時、大阪府の宿所候補に挙がった洋風建造物である。

迎賓館としては延遼館から鹿鳴館へ移り変わる時期でもあるが、明治二十三年四月七日には鹿鳴館もまた外務省から宮内省内匠寮の管轄となったのである⁽⁵⁴⁾。二月十九日、外務省は外賓の宿泊などの使用目的をもって宮内省へ譲渡したい旨、申し出るものであった。職制と場所の両面から、外事課の主管する外賓接待業務の内実を整えてゆくこととなったのである。

ところが、こうして外賓接待事務が軌道に乗り始めたところで大津事件が起きた。まず、明治二十三年五月三十日、ロシア皇太子ニコライとギリシャ

王子ゲオルギオスが来日する予定であると、外務省より伝えられた。⁽⁵⁵⁾ 文書欄外の「御覧済」印から明治天皇へ奏上された案件であったことが分かる。宮内省では直ちに接待の調整に入り、八月十三日には御沙汰により「帝室ノ貴賓トシテ御待遇」の扱いを行うことになった。⁽⁵⁶⁾ 明治二十三年にイギリス皇族コンノートが来日した際にもこうした表現が見えるが、辞退を申し入れるものであった。⁽⁵⁷⁾ 以後、国賓待遇で扱う場合にはこの表現が用いられた。

翌二十四年二月十二日には、接待掛として有栖川宮威仁親王が任命された。⁽⁵⁸⁾ 宮内大臣から奏上後、明治天皇より裁可されたものであった。接待掛の任命はこれまで大臣決裁を通例としていたが、明治二十三年から奏上されるようになっていた。⁽⁵⁹⁾ 東京滞在中の旅館については延遼館では狹隘の為に有栖川宮邸とする旨、二月九日に奏上されており、同様に勅裁する案件であった。⁽⁶⁰⁾ かかる丁重な手続きを踏んだのは、従前までの外賓と異なる大国ロシアの皇太子ということで、内閣制度後の日本にとって試金石となる外賓接待であったことを示している。それゆえに、国賓待遇で扱われたのであろう。

三月六日には、外事課において詳細な接待次第を立案し、「長崎其他諸港御着発及内地御遊覧中御接待振調書」、「御入京御滞京次第書」を定めた。⁽⁶¹⁾ この内容は遊覧等で関係する府県知事へも通知され、準備にあたった。一方で警備や情報の統制には、特に細心の注意が払われていた。接待準備の情報については、三月十二日に外事課より宮内省各部署に対して内訓があった。宮内大臣の命として「帝室御交際ニ関係ヲ及ホシ不都合ヲ醸ス」為、新聞等では「民間ニ漏洩」しないようにするもの。続く四月三十日、神奈川県からは「如何ナル不軌ヲ企テ」る者がいるか分からず、「外国ヨリ渡来ノ者ニ関シテハ懸念不尠」と内々に伝えていた。⁽⁶²⁾ これを受けて、五月一日、宮内省は外務

省・内務省へこの旨注意するように念を押した。

五月四日に正式入港後、長崎、鹿児島、兵庫、大阪、京都、滋賀、東京、栃木、福島、宮城、岩手、青森、北海道と日本を縦断し、五月三十一日に帰国する予定であった。表1を見ると、外事課新設後の明治十六〜二十三年にかけての遊覧については、主に日光・関西方面などで占められていたことが分かる。例に漏れず、明治二十四年のニコライ来日に際しても京都を遊覧する予定であった。宿所は、以前に使用された西本願寺がまず検討されたが、設備や日程の点から五月七日に新築の京都常盤ホテルに決定した。⁽⁶³⁾ 京都に到着後、滋賀を遊覧中に起きたのが大津事件であった。事件の概要はここで今更詳言しなくとも既に先行研究で明らかにされてきたところだが、五月十一日午後一時三〇分過ぎ、大津を訪れたニコライが巡查津田三蔵に突然斬りつけられ負傷するという、前代未聞の事件であった。内閣や外務省、滋賀県などが善後策を講じたのだが、本稿の課題としては宮内省内での反応・対応はどうであったか、という点である。

事件発生直後の午後一時五〇分、接待掛の威仁親王は宮内大臣土方久元へ宛て「只今露国皇太子殿下へ暗殺ヲ企テ皇太子頭部、重傷ヲ負ハレタリ、橋本軍医直ニ出張アリタシ」と打電し、二時二十分に受け取っている。⁽⁶⁴⁾ 二時二〇分には、威仁親王から宮内大臣へ「皇太子御気分ハ確カナリ（原文カナ―筆者註、以下同）」と負傷の現況を伝えた。さらに三時五分、威仁親王から明治天皇へと急ぎ電報が奏上された。「露国皇太子負傷ニ付テハ先ツ御見舞ノ電信御贈リアリタシ続テ直グニ御見舞ノ為メ京都へ行幸相成タシ」と記された電報からは、事態収拾の為に御見舞の電報と行幸の提案をしたことが窺える。

一方で、外事課としても事態の把握に努めており、三時一八分に外事課長三宮義胤から滋賀県庁に滞在の接伴掛川上操六に打電し、「皇太子殿下ノ御容体ヲ一時間毎トニ委シク御報告アレ」と求めた。⁽⁶⁶⁾情報の錯綜ぶりが看取できる。三時三〇分には、昭憲皇太后からの御見舞文が打電されたが、「聖上并ニ東宮ヨリ御見舞ノ電信ト一併ニ外事課ニテ取扱ヲ為セリ」とされた。⁽⁶⁶⁾

現地から事件の報が続々ともたらされると、急遽威仁親王の提案を受けて翌日に明治天皇が御見舞の為行幸することが決まった。⁽⁶⁷⁾決裁文書の文言が「御地へ行幸為在筈」から「仰出レタリ」へ修正されているところを見ると、行幸が決定する以前から慌ただしく準備していたことが分かる。文書上部には「御覽済」とあることから奏上されているものの決裁形式は大臣・次官のみで、省内の稟議は省略されている。この旨は、接伴掛の威仁親王・川上操六中將へ三時一七分に発出された。続けて四時一五分、宮内大臣土方久元は威仁親王へ行幸先は天津と京都のいずれがよいのか、確認の打電を行った。六時三五分、「京都へ行幸相成タシ」と返電。事件対応や行幸の手続きは、事件の重大性を勘案して、現場の威仁親王と宮内大臣との電報を通じた往復を重ねた。

この行幸要請に素早く応じる形で、五月十二日、翌十三日に京都常盤ホテルに滞在中のニコライを見舞うことが決定した。⁽⁶⁸⁾行幸準備については宮内大臣と侍従長による決裁がなされた。五月十九日、ニコライらが神戸港へ帰艦するに際しても、同様の形式による即日行幸することに決まっている。⁽⁶⁹⁾重要案件で迅速な決定が求められた為、宮内省の部局単位での稟議を省略して最小限の上層部で初動対応したのである。

行幸決定の裏面では、宮内省による様々な準備が進められた。調度局では、

五月十一日中に、供奉員の汽車賃や御用物品の手配を行った。⁽⁷⁰⁾各部局に対し「至急持廻り」として請求を依頼するものであった。一方、京都に所在する主殿寮出張所では、事件当日の四時一五分に本省主殿寮から「明日天津へ行幸アル御所其他ノ準備ナシラクベシ」と打電。⁽⁷¹⁾供奉用馬車の手配などを行った。物品の調達は調度課、現場に近い京都では主殿寮出張所が行幸の布設を行ったのである。

他方、事件発生により中止となった接待行事があった。式部職では東京での公式行事の準備を着々と進めていた。五月九日、式部職の起案により入京の道筋、明治天皇による新橋停車場での「御出迎」、「御参内」、「日本料理御会食舞楽御同覧」、「陸軍観兵式御同覧」などについて関係箇所への通知がなされた。⁽⁷²⁾東京では他にも数々の余興（舞楽・美術・演劇・相撲・能・囲碁・奇術・打球）の供覧も予定されており、これらは接伴掛・外事課により準備されていた。⁽⁷³⁾だが、事件から約一週間後の五月十七日、宮内省は入京中止を伝えた。⁽⁷⁴⁾こうした準備の労は事件発生により全て水泡と化したのである。

天津事件の発生は、「国難」に発展しかねないまさに国際問題であった。であるならば、その後来日する外国人貴賓への接待に与えた影響の有無は、通時的に外賓接待を検討する上で重要な視点である。直接的には、明治二十六年のオーストリア皇族の来日に注目する必要がある。七月六日、接待次第と外国待遇振について外事課により起案されたが、これまでと異なり宮内・外務両大臣による決裁という慎重な形式を踏んでいる。⁽⁷⁵⁾宮内省が主導することに変わりないが、外賓接待に再び外務省の協力を仰ぐことになった。

さらに各府県に対しては、外事課において策定した「府県知事心得書（東京府ヲ除ク）」を発した。地方官の遊覧時の注意事項で、明確ではないが大

津事件を念頭に置いた警備上の注意事項であったと思われる。⁽⁷⁶⁾しかし慎重な手続きと厳戒態勢で接待に臨むも、以後はこれを維持し続けることは難しくなる。

さて、大津事件は遊覧中の不慮の事態であった。地方遊覧はそもそも非公式的の性格が強い行事である。事件発生までは宮内省が主体となつて指揮していたが、宮内省側の事務負担が大きいが故に遊覧の折衝は徐々に形式化・簡略化され、各府県への通知で済まされるようになった。⁽⁷⁷⁾そのため、遊覧先自体は宮内省側の記録から分かるが、個々の内容までは追えなくなる。明治二十七年の条約改正等を背景にして、「見せる」という歓待の側面が後景に退き、遊覧そのものの持つ意味が変化したと理解できる。宮内省官員が随行しない場合も見られるようになり、外賓の自由度が比較的高い「観光」的側面が強くなったことを指摘できよう。

地方遊覧が形式化される一方で、公式行事の中でも鴨猟接待の重要度が増してゆく。外賓接待の場としての御猟場・鴨場へと新たな役割が見いだされるのである。民有地に設定された御猟場だと住民の負担がかかるが、鴨場の場合には御料地内での接待行事であるから特に支障はない。⁽⁷⁸⁾むしろ地方遊覧に力を入れるより、鴨猟接待の方が自前で準備することができ、接待としての役割を十分に果たすことができる。表1に示したように明治三十年代前半より徐々に増加し始めて、外賓接待の定番行事となる。そこで、従前の浜離宮・新宿御猟場の鴨場に加えて、接待行事の為の鴨場が整備されるようになる。明治三十六年には新浜鴨場、明治四十一年に埼玉鴨場が設けられ、これらは現在まで続く。⁽⁷⁹⁾

こうして明治十六年以来、外賓接待事務を担った外事課であったが、明治

四十年に新たな宮内省官制の公布により廃止に至る。⁽⁸⁰⁾その所掌事務は式部職へ引き継がれ、明治四十一年四月二十九日制定の「式部職分課規程」には、第一課において「外賓ノ接待、外国人ノ謁見、雇外国人ノ身分取扱及交際ニ関スル事項」を扱うものとされた。⁽⁸¹⁾以後、式部職が他の儀式・行事と共に外賓接待を所掌することになる。

四 外賓接待関係公文書の編纂―図書寮

最後に、これまで見てきたように外賓接待の実像を浮かび上がらせてきた宮内省の公文書そのものがどのように今日まで伝えられてきたのか、紐解いてみたい。宮内省式部職へ引き継がれてきた「外賓接待録」が関係史料をもっとも多く集積したものであるが、作成当初から現状のように文書が綴られていた訳ではなかった。これまでに見てきたように、宮内省が専管するようになってからの外賓接待事務の所掌部局は式部寮・外事掛、外事課、式部職と変遷してきた。明治後期には図書寮へ公文書類が引き継がれて、編纂・保管することになった。その為、各部局の特性に留意して文書そのものの性格を位置づけておく必要がある。

宮内省図書寮では、明治四十年（一九〇七）十月の宮内省官制の制定に伴い、図書寮の所掌事務が定められ順次各部局保管の公文書類を引き継いで整理・保管することになった。⁽⁸²⁾大正二年（一九一三）七月二十三日制定の「公文書類保存期限ノ区別及編纂簿冊名」では、宮内省各部局で作成される公文書類の簿冊名の具体的な編纂基準が示されている。⁽⁸³⁾その際、式部職の「外賓接待録」は永年保存で、「外賓ノ接待ニ関スル書類ヲ編次ス」と定められて

表2 外賓接待書類一覧（昭和10年9月引継）

	書類名	年代	冊数	編纂
1	魯国皇族来航書類	明治5年	1	所在不明
2	伊太利皇族来航書類	明治6年	3	×
3	米国前大統領来航書類	明治12年	24	△
4	米国前大統領及伊国独逸皇族来航書類	明治12年	7	△
5	全上諸費勘定牒	明治12年	10	△
6	伊太利皇族来航書類	明治12年	15	△
7	独逸皇族来航書類	明治12年	18	△
8	英国ヘンネッシー来航書類	明治12年	1	×
9	英国皇族来航書類	明治14年	9	×
10	布哇皇帝来航書類（写）	明治14年	1	○
11	瑞典国皇族オスカル親王殿下接待書類	明治17年	2	○
12	独逸皇族リオボール殿下接待書類	明治20年	2	○
13	露国皇族ミハイロウィッチ殿下接待書類	明治20年	1	○
14	暹国皇族デヴァウオングゼ殿下接待書類	明治20年	1	○
15	暹羅大使来航書類	明治21年	1	○
16	独逸聯邦撒遜哇瑪皇族接待書類	明治21年	1	○
17	埃国皇族トスカノー殿下来航書類	明治21年	2	○
18	全国ブルボン・コント・ヴァーギー殿下接待書類	明治22年	1	○
19	英国皇族コンフォート同妃両殿下接待書類	明治23年	1	○
20	土耳其大使オスマン・パシャ接待書類	明治23年	1	○
21	暹国皇族パノラングセ殿下来航書類	明治23年	1	○
22	露国皇太子殿下接待書類	明治24年	5	○
23	埃洪国皇儲フェルジナンド親王殿下接待書類	明治26年	1	○
24	三使来航書類	明治27年	1	○
25	伊国アブリッチ殿下接待書類	明治28年	2	○
26	露国大公キリル・ウラジミロウィッチ殿下接待書類	明治31年	1	○
27	伊国チュラン殿下接待書類	明治31年	1	○
28	独逸ハインリヒ親王殿下接待書類	明治32年	1	○
29	丁抹国皇族ワルデマール親王殿下来航書類	明治33年	1	○
30	独逸国元帥ワルデルゼー来航書類	明治34年	1	○
31	露国大公ボリス・ウラジミロウキチ殿下接待書類	明治35年	1	○
32	全キリル・ウァジミロウキチ殿下接待書類	明治35年	1	○
33	暹羅国皇太子殿下接待書類	明治35年	1	○
34	清国載振殿下接待書類	明治35年	1	○
35	全上	明治36年	1	○
36	バハリア国皇族接待書類	明治36年	1	○
37	従軍外国武官及通信員接待書類	明治37年	1	○
38	独逸国カール・アントン殿下接待書類	明治37年	1	○
39	清国溥倫殿下接待書類	明治37年	1	○
40	韓国報聘大使李址鎔接待書類	明治37年	1	○
41	独逸国カール・アントン殿下接待書類	明治38年	1	○
42	韓国義陽君接待書類	明治38年	1	○
43	米国防軍長官タフト氏一行接待書類 附タフト氏再来書類ルーズヴェルト嬢再来書類	明治38年	1	○
44	伊国皇族プランス・ド・ウチネ殿下接待書類	明治39年	1	○
45	暹羅国皇族ナコンチャイシー殿下接待書類	明治39年	1	○
46	英国ガーター勲章使節コンフォート殿下接待書類	明治39年	2	○
47	全殿下随員リーズデール卿日本雜觀訳	明治39年	1	○
48	丁抹・独逸・韓国・印度貴賓ニ関スル件	明治39年	1	○
49	清国載澤殿下接待書類	明治39年	1	○
50	韓国完順君接待書類	明治39年	1	○
51	全国義親王殿下接待書類	明治39年	1	○
52	全国特使李址鎔接待書類	明治39年	1	○
53	サックス・コプー・エ・ゴタ公国皇族殿下来航書類	明治40年	1	○
54	米国防軍長官タフト氏接待書類	明治40年	1	○
55	清国溥倫殿下接待書類	明治40年	1	○
56	韓国完興君接待書類	明治40年	1	○
57	韓国皇太子殿下接待書類	明治40年	1	○
58	米国大西洋艦隊司令長官スベリー歓迎一件書類	明治41年	1	○
59	英国吉奈元帥接待書類	明治42年	1	○
60	韓国特使閔丙奭接待書類	明治42年	1	○
61	清国載振殿下接待書類	明治42年	1	○
62	白国使節ゴフィネ接待書類	明治43年	1	○
63	印度パロタ国マハラジャー殿下来航一件	明治43年	1	○
64	独逸聯邦ブラウンシュワイヒ国摂政同妃両殿下接待書類	明治43年	1	○
65	清国載濤殿下接待書類	明治43年	1	○
66	独逸国皇太子殿下接待書類（来航書類）	明治43年	1	○
67	清国載洵殿下接待書類	明治43年	1	○
68	暹羅国ビットサスロック殿下来航書類（来航中止）	明治44年	1	○
69	外賓接待録	明治20～39年	1	○
70	全	明治40～45年	1	○

※図書寮「公文録」昭和10年、第18号文書（識別番号乙853）より作成。

いた。しかし、これより以前の公文書類が直ちに引き継がれた訳ではなかった。

図書寮への引き継ぎが始まるのは大正七年六月のことで、式部職倉庫にあった格納図書が対象であった。⁽⁸⁴⁾ その中には所謂公文書類も含まれており、「英王子参朝手続」「外事録」「グラント氏接待記」「布哇皇帝来航書類」「布哇国特命公使書類」「独逸皇孫来航一件原書」「帝室御交際書類編冊」などの皇室外交に関するものがあつた。要するに、この時点では公文書類を図書として混在した扱いがなされていたのである。

この内「外事録」は、太政官式部寮が作成した公文書である。明治十二年以降は「外賓接待録」として編纂されているが、それ以前の皇室外交の關係書類はこれに綴じられていた。明治二年から八年までを残しており、同四年以降の正本が存しているという。⁽⁸⁵⁾ 国立公文書館所蔵の「太政類典」の影響を受けていたとされ、式部寮では独自の編纂方針により副本作成などを行っていた。

式部寮が宮内省の所管となつて以降も、かかる編纂方針を引き継いで「来航記」等の編纂を行っている。明治十二年の「グラント氏接待記」（識別番

号三四七七四）、明治十四年の「英国両皇孫来航記」（識別番号八二八八五）、同年の「布哇国皇帝来航記」（識別番号七一五三三）である。「式部寮」野紙に判読しやすいように浄書されており、先例として業務の参考に資するように作成されたと考えられる。

しかし、こうした副本作成は外事課の新設により途絶された。明治二十年の「露国皇族来航書類写」（識別番号八二八八六）が一度副本として作成されているものの、長続きはしなかった。本書の冒頭には「此書ハ接待掛ニ於テ取扱フ処ノモノニシテ原本ハ本省外事課ニ存ス」とある。外事課ではなく接待掛の手による編纂で、使用する野紙も「式部職」のものであった。副本作成は式部寮独自の記録方法であったが、事務量が膨大になるにつれ負担が大きくなったことは容易に想像できる。継続の困難は目に見えていた。

それでも、外事課が所掌していた時期の外賓接待関係書類のほとんどは引き継がれずじまいであった。外事課の公文書類は、式部職へその職掌が移管されると共に引き継がれてはいた。図書寮の規則に基づき、式部職保有の外賓接待関係書類が図書寮へ引き継がれるのは遅れること昭和十年（一九三五）九月のことであった。⁽⁸⁶⁾「外交ニ関スル書類」二六一冊で、その中に外賓接待関係書類一五八冊が含まれていた。それを一覧化したのが表2である。表中の編纂の項目は図書寮で「外賓接待録」として編纂されたものを○とし、現在でも原題のままであるものを×とした。一冊のみ所在不明である他、△は一部「外賓接待録」として編纂されているが、大半は最近年になり「外賓接待録」と改称・編綴したものである。引き継がれる以前は、各外賓ごとの書類が作成されていたことが分かる。

なかでも、明治十二年は最も記録に力を入れた時期であった。表2の通番

三〇七にかけてを見ると、二四冊、七冊、一〇冊、一五冊、一八冊というように他の年と比べると異常に冊数が多い。この年は外務省から宮内省へと外賓接待事務が移ったことに伴い、両省による公文書類の編纂作業が行われていた。次に見る史料はその経緯を窮い知れるもので、明治十三年二月二十七日付の外務書記官から宮内書記官へ宛てた照会文書である。⁽⁸⁷⁾

昨年外国貴賓来航御接待書類其主任者ニテ編輯ニ従事候得共、数部ノ書類ニテ急速纏リ兼此上数月ヲ経過セサレハ全部落成ニ到ラズ候得共、即今ノ処ニテハ編輯ノ大部分区別ノ目的モ粗相付キ候ニ付主任ノ者分離編輯候テモ差支無之趣ニ付兼テ貴省御省人少ノ由御照会ノ趣モ有之候ヘハ本月限りニテ貴省ヨリ出張ノ向ハ本省為引払候ヘ共、今暫クノ処御差繰ヲ以重モ二右書類編輯ニ従事シ、且折々本省へ出願主任ノ者ト協議有之候様致度、此段及御掛合候也

ここから外務省において宮内省官員と共に前年の書類編纂が行われていること、およその編纂目処はついたが未だ佳境であると分かる。宮内省としても「編輯事務重ニ為取扱可申候」と回答している。省をまたいだ事務引継、記録編纂の労苦が窺える。それでは、いかなる編纂が行われたのだろうか。

現在、宮内公文書館が所蔵する「外賓接待録一・二」（識別番号一九六四一・二）、「外賓接待録三四・四二」（識別番号六〇二九二・六〇三〇〇）が原文書である。前者は大正十四年に図書寮で編纂されたものであるが、後者は昭和十年に引継の原簿冊だと推測される。表2の通番号三・四・六・七に該当するのは、「米国前大統領来航書類」二冊（識別番号六〇二九二・六〇二九三）、「伊太利皇族来航書類」一冊（識別番号六〇二九九）、「独逸皇族来航書類」二冊（識別番号六〇二九七・六〇二九八）、「米国前大統領及伊国

独逸皇族来航書類」四冊（識別番号六〇二九四～六〇二九六・六〇三〇〇）であると思われる。いずれの書類内容も、宮内省専掌の部・式部寮専掌の部からなり、宮内省側で作成された文書である。

一方、「外賓接待録三」三三二（識別番号二六五五四～二六五五七）はこれら書類の副本である。「米国前大統領来航の部」（識別番号二六五五五～一四）の場合、副本の構成は概ね次のようになる。

宮内省専掌の部／式部寮専掌の部／太政官上申伺届附往復／各官庁一覧
並皇族大臣以下内外人民接待集録／各省使府県往復／在各国我公使領事館往復 附新聞抄訳／米国公使館往復／礼典往復／礼典の部／官民ヨリ
接待費額及贈進物／日光遊覧の部／相洲宮ノ下遊覧ニ付諸向往復附富士熱海遊覧調書／長崎迎接の部／崎関神京坂堺滋賀遊覧所並旅館取調報告書他／雑書／滞在日録

業務の先例として参照しやすいように、事務内容を分類して整理していることが分かる。また、宮内省側に残る文書以外の記録も行っていたことが推測され、太政官や外務省等の文書をも記録していることが特筆される。副本作成にあたっては相当の時間を要したと思われる、「外賓接待録九」（識別番号二六五五五～一）の内題には「十四年六月廿一日校正済」の朱筆が見える。外務省から宮内省へ事務移管されるに際し、相当念入りな先例調査を行っていたことが推測される。

次に明治二十四年のニコライへの接待や大津事件に関する「外賓接待録」の編纂はどうであろうか。簿冊の小口を見ると、「甲号 露国皇太子殿下接待書類 長崎ヨリ大津迄」（識別番号七六二九一～一二）、「乙号 露国皇太子殿下接待書類 東京ニ於ケル諸準備」（識別番号七六二九一～三・四）、「丙

号 露国皇太子殿下接待書類 静岡神奈川ヨリ東北諸地方ノ部」（識別番号七六二九一～五・六）、「露国皇太子殿下来航機密書類 全」（識別番号七六二九一～七）のような原題が見える。これらを一括総称して、引継時に「露国皇太子殿下接待書類」として提出したのか、今となつては確かめる術はない。

ここで、特筆されるべきは副本が作成された明治十二年を除くと、一回の接待で作成される書類数が五冊と多いことに気づく。これは大津事件への対応のみならず中止になった行事の記録をも多く残す為で、大津事件の発生により本来廃棄されるようなものであっても意識的に残されたと考えられる。

その理由としては、宮内大臣から接待掛に対し「露国皇太子殿下長崎御着以来今日迄ノ日記可成詳シキ分至急御差出アリタシ」との命があったことが挙げられる⁽⁸⁸⁾。事件発生から間もない五月十五日の段階から、大津事件という有事に際し詳細な記録を留めておこうとする省内の姿勢が窺える。省外においても、事件の記録に関して滋賀県知事から外事課への問い合わせがあった⁽⁸⁹⁾。明治二十五年五月、滋賀県で大津事件の顛末を編纂するに際し、宮内省の記録により事実確認しようというものであった。事件を記憶に留めておこうする関心度の高さがあった。

以上のように、外賓接待関係書類のほとんどは作成当時から紆余曲折を経ながら「外賓接待録」として編纂されて、今日に至っている。可能な限り、作成時点の原状を復元することに努めたが、失われた記録は想像すらできない。公文書類は幾たびか部局の手を変遷する中で、求められる記録の情報が異なる為にやや複雑な残り方となっているものも少なくない。どれが同時代に作成された一次史料であるのか、見極める必要がある。

おわりに

本稿では、宮内省の外賓接待事務を所掌した部局の変遷を辿りながら、宮内省公文書類の生成から編纂に至る一端を浮き彫りにした。当初、外賓接待事務は外務省が担っていたが、明治十二年（一八七九）を境に宮内省・式部寮へ移管され始める。背景には、政府事務と宮中事務が整理・分類される政治的動向があった。皇室間の外交が宮内省の所掌になると同時に、外賓接待日程の中に地方遊覧行事が組み込まれることになった。各府県の協力を得ながら行う地方情勢の「視察」という側面を指摘できる。制度的には、明治十四年にその集大成である「外賓接待略規」が制定されて、その後宮内省が行う外賓接待事務の基盤となったのである。この時式部寮が専管することになったが、本省内にも外賓接待担当・外事掛が置かれた。

その系譜は外事課へ引き継がれる。外事課は明治十六年から四十年に至る期間、外賓接待事務を執り仕切り軌道に乗せていった。しかし、明治二十四年に大津事件が発生すると、外事課での稟議は機能せず、宮内大臣等の上層部による対応が占めた。大津事件は遊覧中の不慮の事件であったが、徐々に地方遊覧は外賓の自由度の高い「観光」的側面が強くなってゆく。宮内省の負担面から、各府県へ委任されて形式化・簡略化されるようになった。

そもそも地方遊覧はいかに日本各地の現況を「見せる／見せたい」のか、宮内省・各府県の意図が垣間見える行事の一つであった。当初宮内省が積極的に遊覧行事の折衝を重ねたことは、いかに「見せる」という観点から外賓接待を企図していたかを物語る。だが、明治中期以降にはいかに「愉しむ」

のかという方向へ舵を切ってゆく。背景には明治二十七年の条約改正等により、「見せる」意義が次第に薄らいでいったことが考えられる。外賓接待は、政治・社会・文化の変化と共に「見せる」から「愉しむ」ものへ変化していったのである。そこで、明治三十年代前半頃より見出しされたのが、現在まで続く外賓接待の場としての鴨場であった。

本論で触れることのできなかった大正期以降は、どのように展開するのであろうか。一例を挙げれば、大正七年に来日したイギリス皇族コンノートは、地方遊覧中長良川筋御猟場において鵜飼を観覧している。過去明治二十三年、三十九年、大正七年の計三回の来日に及んだいわば「常連」であった。この時、主猟官鍋島精次郎は主猟頭事務取扱戸田氏共への電文に「本日鵜飼全テ都合良ク済ミ、殿下御満足」と認めた。⁹⁰この言葉に外賓接待の有り様が凝縮されているといえよう。大正期以降にはこのような傾向は顕著になってゆき、宮内省所管の御猟場を皇室の狩猟場から外賓接待の場として方針転換していったと思われる。大正・昭和期に入り鴨猟接待が定着してゆき外賓接待の有り様も変化するが、以後の展開についてはひとまず今後の課題としておきたい。

さて、本稿ではさしあたり宮内省側の公文書類から外賓接待事務を素描することに努めた。その為に、他の史料所蔵機関の公文書・記録をほとんど活用することができていない。今後、国立公文書館や外交史料館、地域の公文書館等が所蔵する政府・外務省・各府県の公文書を活用して、立体的に外賓接待の過程を再現することが課題である。特に実務面では宮内省と外務省との事務範囲を明確にする上で外務省側の記録を精査する必要がある。また、地方遊覧の実態面は国側の記録に残りづらく、地域に残る公／私文書から解

き明かしてゆく試みも必要である。

一方、宮内省各部局が事務を遂行する中で、少なからぬ文書を作成してきた。作成された時点と現在に伝わる文書とは、趣きを異にする点に留意しなければならぬ。一貫しない複雑な文書の残り方は、その時々宮内官が業務の先例として参考にしやすいように悩んだ葛藤の痕跡を示している。文書の原状に立ち戻り一次史料を腑分けする作業は、その業務の性格を基礎づけるものである。その差異を念頭に置けば、図書寮での文書編纂という工程を経る以前の公文書の輪郭が臆気ながら見えてこよう。

公文書の生成・編纂という過程を辿ることは、宮内省のさまざまな経験や葛藤の跡を確かめる作業でもある。これまで宮内省公文書類は十分に活用されてこなかったが、その特性や業務内容を踏まえることにより、多層的な歴史像の解明に寄与できるものと期待している。

註

※本稿で使用した史料の内、特に所蔵先を示していないものは、宮内庁宮内公文書館所蔵の特定歴史公文書等である。なお、註では作成部局「史料名」作成年、件名番号（識別番号）の順に記している。

(1) 臨時帝室編修局「御逸事一八」（識別番号三四三七六）。本文書は、昭和八年に完成した「明治天皇紀」編修にあたって、聞き取り調査などから明治天皇の「御逸事」をまとめた資料である。

(2) 大津事件の研究については枚挙に遑がない。主要な研究を挙げれば、長佐竹猛『大津事件』（岩波文庫、一九九一年、一九二九年初出）、安斎保編『大津事件に就て』上・下巻（東洋文化社、一九七四年、一九三九年初出）、田岡良一『大津事件の再評価』（有斐閣、一九八三年）、新井勉『大津事件の再構成』（御茶の

水書房、一九九四年）、同著『大津事件 司法権独立の虚像』（批評社、二〇一四年）等。主に事件の対応や司法権の独立に関する検討が主流を占めている。これらの研究は、ニコライへの接待過程をあくまで事件の前段として説明するものに過ぎない。なお、吉村昭『ニコライ遭難』（岩波書店、一九九三年）は歴史小説であるため史実としての実証性に留保はつくものの、ニコライへの接待について叙情豊かに描いており、その視座そのものは注目される。また、最近では『企画展 大津事件』（大津市歴史博物館、二〇〇三年）や滋賀県県政史料室編『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』（サンライズ出版、二〇一三年）等で事件現場を擁する滋賀県の公文書を紹介しており、地域側の受け止め方などの重要な視座を提供している。

(3) ジョン・ブリン「明治初年の外交儀礼」（都築忠七他編『日英交流史 一六〇〇—二〇〇〇 五 社会・文化』東京大学出版会、二〇〇一年）、同著『儀礼と権力 天皇の明治維新』（平凡社、二〇一一年）、中山和芳『ミカドの外交儀礼 明治天皇の時代』（朝日新聞社、二〇〇七年）。

(4) 高久嶺之介「明治前期の京都とイギリス皇族——一八八一年の異文化交流」（ひろたまさき・横田冬彦編『異文化交流史の再検討』平凡社、二〇一一年）、同「明治の京都を訪れた外国人皇族たち——イギリス・ロシア・オーストリアの皇族たち」（『京都橘大学』女性歴史文化研究所紀要』第一九号、二〇一一年）、同「一八九三年オーストリア皇族の来京」（高木博志編『近代日本の歴史都市』思文閣出版、二〇一三年）。いずれも外賓接待の内容に肉薄する重要な研究であるものの、個々の外賓のみならず明治期を通時的に見通した研究は未だ出ていない。

(5) 堀口修『宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究』（創泉堂出版、二〇一一年）。

(6) 宮間純一「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究一 図書寮・書陵部における官制・事務分掌の歴史的変遷」（『書陵部紀要』第六四号、二〇一二年）、同「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究二 明治期における宮内省庶務課の組織的変遷」（『書陵部紀要』第六五号、二〇一四年）、同

「宮内省・宮内府・宮内庁の組織に関する基礎的研究三 御歌所の官制と職掌」
〔宮内庁宮内公文書館・明治神宮共催展示図録「宮中と和歌―明治天皇の時代―」
明治神宮、二〇一四年〕。

(7) なお、宮内公文書館の概要については、宮間純一「古文書めぐり 宮内公文書館所蔵の公文書 宮内省草創期の記録」〔『古文書研究』七五号、二〇一三年〕等を参照されたい。

(8) 宮内庁編『明治天皇紀』第二（吉川弘文館、一九六九年）一六〇頁。

(9) 内山正熊「明治宮廷外交の沿革―明治二年の英国王子来朝を起点として」〔『法学研究』五〇巻二二号、一九七七年〕。

(10) 「御接待条件ノ儀ニ付御達」〔『公文録』明治二年・第三六巻・英国王子接待録、請求番号本館―二A―〇〇九―〇〇・公〇〇一〇三一〇〇、国立公文書館所蔵〕。

(11) 三条公行実編輯掛「英王子御接待条件及英米公使参朝手続」明治二年（識別番号七一五三七）。本書は「三条公行実編輯掛」に引き継がれた史料で、三条実美の手許に残った文書の可能性がある。なお、臨時帝室編修局「明治二年英国皇子来朝接待記」（大正十二年、識別番号三七六三〇）にも、同文書を収めている。当該史料は臨時帝室編修局が「明治天皇紀」編修の為に収集した筆写史料で、「男爵川崎武之助所蔵文書」を底本としている。

(12) 「御対話」については、慎重な意見が存在した。明治二年七月、吉見楨輔・檜垣孝三郎・和田肇・堀田英夫・湖水二郎らが物した建議書である（三条公行実編輯掛「維新当時建白書類雑纂三」識別番号七三九一九）。宛先を欠いているが、史料の来歴から判断して三条実美に訴え出た可能性はある。吉見らは副島種臣の「非義非礼之挙動」があつてならないとの意見を引きながら、「安心退去可致」だから「長座ハ恐レ多奉存候間退去」するように述べている。吉見らの立場や履歴は詳しく分ならず、なぜこうした意見を呈したのかも不明である。少なくとも言えるのは、吉見らのような懸念は当然存在していたことである。

(13) 「浜殿石室ヲ延遼館ト号候旨公布」〔『公文録』明治二年・第三六巻・英国王

子接待録、請求番号本館―二A―〇〇九―〇〇・公〇〇一〇三一〇〇、国立公文書館所蔵〕。延遼館は慶応二年起工の浜離宮内の「石室」と呼ばれた西洋風石造建築物で、外国貴賓接待の為に迎賓館として用いられた。明治二年五月十日、浜御殿の石室を東京府から外国官（後の外務省）へ引き渡した後（『法令全書』明治二年、第四四〇）、七月九日に浜御殿石室を延遼館と改称した（同前、第六二九）。なお、延遼館を除く浜離宮については、同年九月十四日に宮内省の管轄となつている（「浜殿離宮ト延遼館トノ分界ヲ定メ離宮ハ宮内省ニ管理セシム」〔『太政類典』第一編・慶応三年―明治四年・第五三巻・宮内・宮室、請求番号本館―二A―〇〇九―〇〇・太〇〇〇五三一〇〇、国立公文書館所蔵〕。延遼館の建物の沿革については、小野木重勝『明治洋風宮廷建築』（相模書房、一九八三年、第五章第一節「延遼館」）を参照されたい。

(14) 「職員令」〔法令全書』明治二年、第六二二〕。

(15) 前掲註（8）『明治天皇紀』第二、一六九頁。

(16) 「英国王子参朝ニ関スル件」〔式部寮「外事録」明治二年、第一号文書（識別番号二〇〇六）〕。

(17) 「宮内省へ心得達ノ事」明治五年十月十五日（式部寮「外事録」明治五年、巻之三（識別番号二〇〇九））。ロシア皇子の来航にあたって、外務省では太政官正院に対し、先例であるイギリス皇子来日の書類の確認を行っており、宮内省からの書類の提出も求めている（「英王子御接待ノ節書類差出ノ往復」〔『公文録』明治五年・第一〇巻・壬申・魯国皇子接待録、請求番号本館―二A―〇〇九―〇〇・公〇〇六三三二〇〇、国立公文書館所蔵〕）。しかし、宮内省は「都テ外務省ニ於テ取扱候事ニ付当省ニテハ発輝ト承知不致候」と回答していることから、全く関与していなかったことが分かる。

(18) 「宮内省章程」明治四年十二月二十二日（『法規分類大全』一〇巻、官職門四官制、三八六頁）。

(19) 明治六年八月二十四日付。式部寮「外事録二」明治六年、第二五号文書（識別番号二〇一〇一二）。

(20) 明治六年八月二十四日付。式部寮「明治六年伊太利国プリンス渡来一件」明治六年、第三号文書（識別番号六三三三〇）。費用の負担面であっても、明治六年十月二十九日、宮内省が「浜離宮修繕其他布設飲食等」の臨時費の支出を決めており、外賓接待事務上の役割を確認できる（出納掛・出納課「外賓接待費録」明治六年、第一号文書（識別番号二四〇一九））。

(21) 明治六年八月二十七日付。前掲註(20)「明治六年伊太利国プリンス渡来一件」第六号文書。なお、「御対面」は八月三十一日を予定していたが、三十日に急遽外務省から宮内省に対して九月一日への延期を通知した（同前、第一六号文書）。

(22) 式部寮は、その前身である式部局が明治四年七月に太政官の下に置かれた後、明治八年四月に宮内省へ移管された（庶務課「例規録一」明治八年、第二号文書（識別番号三六六一一））。再度、同年十二月に太政官正院が管轄するようになるも（同前「例規録一」第六号文書）、明治十年九月には宮内省の管轄に復した（庶務課「例規録一」明治十年、第七号文書（識別番号三六八一））。式部寮の変遷については、相曾貴志「式部寮記録」と宮内省式部寮の成立」（『史潮』第六三号、二〇〇八年）に詳しい。

(23) 「式部寮事務章程」第六条、明治十年十一月二十六日（前掲註(22)「例規録一」明治十年、第一四号文書）。

(24) 庶務課「例規録一」明治十二年、第四号文書（識別番号三七〇一一）。

(25) 明治十二年五月二十四日付（前掲註(24)「例規録一」）。「式部寮職制事務章程」の改定に伴い、同年五月三十一日、宮内省と式部寮との間で文書の取り扱いについて申し合わされている（庶務課「例規録二」明治十二年、第八三号文書（識別番号三七〇一二））。式部寮主管の事務事項については、宮内卿名義のものであったも同寮にて起草して宮内卿・宮内大輔の決裁後、式部寮にて「浄書授付」することになっている。ただ、対外的に他省庁との往復を行う場合は、宮内省庶務課が取り扱うこととした。式部寮は宮内省内の部局として「隷属」することになっても、依然特殊な位置を与えられていたといえるだろう。

(26) 式部寮「外賓接待録四〇 独逸皇孫・伊太利皇族・米国前大統領来航の部（二）」明治十二年、第一号文書（識別番号六〇二九四）、「外国貴客接待方宮内省へモ引受取扱ノ件」（『公文録』明治十二年・第三二卷・明治十二年三月・四月・外務省（三月・四月）、請求番号本館一A—〇一〇〇〇・公〇二四五三一〇〇、国立公文書館所蔵）。

(27) 前掲註(24)「例規録一」第五号文書。

(28) 前掲註(24)「例規録一」第二八号文書。外賓接待待遇礼式取調委員長として外務卿井上馨を、同次長に宮内卿徳大寺実則を、その他委員を陸軍省二名、海軍・宮内両省各一名ずつを任命した（庶務課「進退録二」明治十二年（第九三号文書））。ただ、管見の限りでは実際に評議会や決議会がどのような検討を行っていたのか、その活動の実態を確認できていない。ここでは、外務省に代わって宮内省式部寮が陣頭で外賓接待事務の実務を行う気運が高まっていたことを指摘しておきたい。

(29) 明治十二年六月十七日起案、二十三日決裁。式部寮「外賓接待録二」明治十二年、第七一号文書（識別番号一九六四一二）。

(30) 式部寮「外賓接待録四二 独逸皇孫・伊太利皇族・米国前大統領来航の部（三）」明治十二年、第五号文書（識別番号六〇二九六）。

(31) 式部寮「例規録一」明治十二年、第三三号文書（識別番号六六五〇）。

(32) 前掲註(4) 高久嶺之介「明治前期の京都とイギリス皇族」。

(33) 庶務課「進退録一」明治十四年、第五六号文書（二〇八一四一一）。なお、当該文書の「外事」掛の名称部分には、初案の「外国交際」掛を訂正する痕跡が窺えることから、この時に外事掛の名称を定めたと推測される。それ以前に、長崎省吾（外務省三等書記生）が宮内省で外賓接待の事務に携わったのは、明治十三年十二月二十三日に山内勝明（同省一等書記生）と共に宮内省御用掛、式部寮御用掛の兼勤を命じられた時のことである（庶務課「進退録一」明治十三年、第八〇号文書（識別番号二〇八一三一））。

(34) 庶務課「進退録一」明治十五年、第九号文書（識別番号二〇八一五一）。

(35) 式部寮「上申録」明治十四年、第八号文書（識別番号七二三四）。同年七月十二日に宮内省が外務省へ提出した照会内容には、「今後ハ各国之例ニ倣ヒ専ラ本省ニテ致担当度」と持ちかけるものであった（式部寮「例規録」明治十四年、第三二号文書（識別番号六六五二））。

(36) 前掲註(35)「上申録」第六号文書。省内では式部寮起案で、宮内卿までの決裁の上、上申がなされている（式部寮「外賓接待録二」明治十四年、第三号文書（識別番号一九六五二））。

(37) 式部寮「英国皇孫来航一件 太政官伺届并官員進退」明治十四年、第九号文書（識別番号六五一四二）、及び前掲註(20)「外賓接待費録」第五号文書。

(38) 前掲註(37)「英国皇孫来航一件 太政官伺届并官員進退」第一号文書。

(39) 前掲註(20)「外賓接待費録」第九号文書。

(40) 前掲註(36)「外賓接待録二」第六号文書、及び前掲註(35)「上申録」第九号文書。

(41) 式部寮「外賓参内録」明治十四年、第六号文書（識別番号一九三六）。

(42) 庶務課「幸啓録八」明治十四年、第八号文書（識別番号二二一八）。

(43) 式部寮「英国皇孫来航一件 京撰及ヒ奈良遊覧」明治十四年（識別番号六五二三九）、及び前掲註(36)「外賓接待録二」第五号文書。以下、特に断らない限り同前「英国皇孫来航一件 京撰及ヒ奈良遊覧」に拠る。

(44) 前掲註(4)高久嶺之介「明治前期の京都とイギリス皇族」一五二頁。

(45) 庶務課「例規録二」明治十六年、第四八号文書（識別番号三七四二）。

(46) 内事課「例規録二」明治十九年、第一号文書（識別番号三七七一）。

(47) 調査課「省達録」明治二十三年、第一六号文書（識別番号一一四四）。

(48) 庶務課「例規録二」明治十七年、第一三三号文書（識別番号三七五一）。

(49) 「式部職事務規程」第四条、明治十七年十一月二十日付（庶務課「例規録二」明治十七年、第四七号文書（識別番号三七五二））。

(50) 明治十九年二月十八日決定。式部職「例規録」明治十九年、第一五号文書（識別番号六六六〇）。

(51) 式部職「例規録」明治二十四年、第三号文書（識別番号七〇九五）。

(52) 庶務課「土地建物録二」明治十七年、第二三三三号文書（識別番号四六三一）。

(53) 御料局「地籍録二」明治二十二年、第一号文書（識別番号五六〇四一二）。御料局が移管手続きを進めた後、主殿寮への管轄替えとなっている。

(54) 内事課「重要雜録二」明治二十三年、第一号文書（識別番号二二〇四五二）。外賓の接待で使用する以外は、華族会館・東京倶楽部へ貸し渡すことで賃料収入により維持経営した（同前、第一三三三号文書）。明治二十四年三月二十三日には、鹿鳴館の地所・建物が主殿寮の主管となっている（主殿寮「重要雜録」明治二十四年、第一〇号文書（識別番号二二〇四六））。明治十六年に開館した鹿鳴館の建設過程については、李啓彰「井上馨による外交「裏舞台」の創出―鹿鳴館の建設過程からの考察―」（『社会システム研究』二二二号、二〇一一年）に詳しい。

(55) 外事課「外賓接待録三」明治二十四年、第七一号文書（識別番号七六二九一三）。

(56) 前掲註(55)「外賓接待録三」第七三三三号文書。

(57) 外事課「外賓接待録二」明治二十三年、第二号文書（識別番号七六六三）。

(58) 外事課「外賓接待録四」明治二十四年、第一〇〇号文書（識別番号七六二九一四）。

(59) 木戸孝正がイギリス皇族コンノートの接待に際して接待掛に任命された時である（内事課「上奏録」明治二十三年、第一五号文書（識別番号八五四七一））。

(60) 内事課「皇親録」明治二十四年、第五号文書（識別番号二三〇二六）。

(61) 前掲註(55)「外賓接待録三」第八一号文書。

(62) 前掲註(55)「外賓接待録三」第八五号文書。

(63) 外事課「外賓接待録二」明治二十四年、第四三三三三号文書（識別番号七六二九一二）。外賓の宿所として西本願寺等の社寺が広さを確保できる点から使用されてきたが、宮内省で採用を見送る理由として「室内暗ク且ツ間仕切ヲ要シ室内ノ器具モ整ヒ兼ヌベシ」のような意見が出ていた。その為、遊覧先にホテルが建設されるとそれに取って代わるようになる。

(64) 内事課「幸啓録五」明治二十四年、第一号文書（識別番号二二一五）。本電文は写しである。

(65) 前掲註(36)「外賓接待録二」第六一号文書。

(66) 皇后宮職「典式録」明治二十四年、第七号文書（識別番号二九六八六）。なお、皇太子嘉仁親王も御見舞文を打電している（東宮職「外事録」明治二十四年、第一号文書（識別番号三〇一九五））。

(67) 前掲註(36)「外賓接待録二」第六六号文書。

(68) 前掲註(64)「幸啓録五」第三号文書。

(69) 前掲註(64)「幸啓録五」第五号文書。

(70) 調度局「用度録二」明治二十四年、第一号文書（識別番号八二一一一）。

(71) 主殿寮出張所「布設録二」明治二十四年、第一号文書（識別番号三七一一一）。

(72) 式部職「外賓参内録」明治二十四年、第五号文書（識別番号一九四三）。

(73) 前掲註(58)「外賓接待録四」第九九号文書。

(74) 前掲註(72)「外賓参内録」第四四号文書。

(75) 外事課「外賓接待録二」明治二十六年、第三号文書（識別番号七六三〇一）。

(76) 前掲註(4)「高久嶺之介」「一八九三年オーストリア皇族の来京」参照。

(76) 前掲註(75)「外賓接待録二」第七号文書。同様の文書は明治二十八年のイタリヤ皇族アブルツチ来日に際しても発せられている（外事課「外賓接待録」明治二十八年、第六号文書（識別番号七六三三））。

(77) 明言するのは難しいが、明治三十一年のロシア皇族グランジュツク・キリル・ウアチミロウイチ来日では、各府県への遊覧予定の通知と各府県からの報告のみで折衝面は簡略化されている（外事課「外賓接待録」明治三十一年、第六号文書（識別番号七六三三））。

(78) 既に拙稿において御猟場が皇室の狩猟場から外賓接待の御猟場（鴨場）へとゆるやかに転換しつつあった点を指摘した（拙稿「連光寺村御猟場の公文書」〈公益財団法人多摩市文化振興財団・宮内庁宮内公文書館共催展示図録『みゆき

のあと——明治天皇と多摩——二〇一四年〉一四五頁）。

(79) 新浜鴨場については、明治二十六年十月に千葉県下東葛飾郡南行徳村に鴨場新設の為主猟局の主管となり、十二月二十二日には工事が終了して落成している（主猟局「猟場録」同年、第三号文書（識別番号一五三三二））。一方、埼玉鴨場は明治三十九年十月、埼玉県南埼玉郡大袋村に鴨場新設の為主猟局の主管となった（主猟局「猟場録」同年、第五号文書（識別番号一五三五五））。明治四十一年六月二十日には、新浜鴨場・埼玉鴨場の名称が正式に定められている（大臣官房総務課「例規録」第一九号文書（識別番号三九五五））。

(80) 『官報』明治四十年十一月一日、皇室令第三号。

(81) 大臣官房調査課「訓令録」明治四十一年、第一号文書（識別番号一一七五）。

(82) 図書寮「例規録」明治四十一年、第二号文書（識別番号二六八七）。詳しくは、前掲註(5)堀口修「宮内省の公文書類と図書に関する基礎的研究」一五頁参照。

(83) 図書寮「例規録」大正二年、第六号文書（識別番号二六八九）。

(84) 図書寮「図書録」大正七年、第四号文書（識別番号乙二八六）。

(85) 前掲註(22)相曽貴志「式部寮記録」と宮内省式部寮の成立」三〇頁参照。

(86) 図書寮「公文録」昭和十年、第一八号文書（識別番号乙八五三）。

(87) 式部寮「外賓接待録四〇」明治十二年、第二二号文書（識別番号六〇二九四）。

(88) 内事課「幸啓録六」明治二十四年、第二七号文書（識別番号二二一六）。

(89) 前掲註(63)「外賓接待録二」第五八号文書。滋賀県庁は後に「露国皇太子殿下御遭難記事」として編纂している（我部政男他編『大津事件関係史料集』上巻〈成文堂、一九九五年〉所収）。

(90) 主猟寮「特殊狩猟録」大正七年、第六号文書（識別番号一五五八）。

（図書課宮内公文書館公文書調査室）

※本稿をなすにあたっては、宮間純一氏に有形無形のご教示・ご助力を賜りました。記して深甚の謝意を表します。